

**鳥取県告示第669号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年10月3日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 喬 西伯郡大山町豊房2518

平成20年7月1日退任